

（目 的）

第１条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、西表島の自然環境の将来にわたる保全・管理並びに持続的な観光の推進に資する持続的観光マスタープランを策定するため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議 西表島部会」の下に、作業部会として当該地域の保全・管理並びに観光・エコツーリズムに関わる関係者で構成する「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」を設置する。

（検討事項）

第２条 「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （１）西表島における持続的観光マスタープランに関する事項
- （２）その他、第１条の目的を達成するために必要と認められる事項

（構 成）

第３条 「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については作業部会の合議により決定する。

（運 営）

第４条 「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

２ 事務局長は必要に応じ、「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」に構成機関・団体以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第５条 「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」の事務局は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室が務める。

２ 事務局長は、沖縄県自然保護課世界自然遺産推進室長が務める。

（その他）

第６条 「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」は、西表島の自然環境の将来にわたる保全・管理並びに持続的な観光のあり方を検討するため、有識者の意見を聴取し反映する。

第７条 この要綱に定めるもののほか、「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成３０年○月○日から施行する。

「西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会」
構成機関・団体一覧（平成30年〇〇月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所西表自然保護官事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課世界自然遺産推進室
竹富町政策推進課
竹富町観光協会
竹富町観光協会 宿泊部会（東部地区・西部地区）
西表島エコツーリズム協会
西表島交通グループ
いりおもて観光（株） （資）浦内川観光
船会社代表（（有）安栄観光、八重山観光フェリー（株）、石垣島ドリーム観光（株）の3社の代表者）
八重山交通安全協会西表島東部支部レンタカー部会